

# 進行原稿

令和7年度

第6回定例農業委員会会議録

令和7年9月22日 開催

令和7年9月22日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第6回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第9号

令和7年度 第6回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年9月22日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年9月17日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年9月22日 午前9時00分

閉会 令和7年9月22日 午前9時50分 (会期1日)

第1日目 (9月22日)

出席委員 15名

1番	笹川 武義	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治
4番	長尾 清	17番	松内 利和
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男
6番	中島 美紀	18番	藤重 英子
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美

議事録署名委員

5番 西川 謙三 委員、 6番 中島 美紀 委員

欠席 8番 滝川 廣男 委員、 11番 川西 正廣 委員、 13番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 7 年 9 月 22 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 農地利用形質変更について
- 第 8 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和7年9月 農業委員会議事録

午前9時00分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第6回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は8番 滝川 廣男 委員、11番 川西 正廣 委員、13番 福家 範行 委員です。

よって、農業委員出席者は、15名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、5番 西川 謙三（にしかわ けんぞう）委員

6番 中島 美紀（なかじま みき）委員

を指名します。





譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は所有農地が申請地のみであり、農地を全て手放したい意向から譲受人に相談したところ、引き受けることで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は自作地が 325 m<sup>2</sup>、貸付地が 9,585 m<sup>2</sup>ありますが、この貸付地は自身も組合員である農事組合法人へ貸し付けているものであり、効率的な農地利用がされているものと判断します。また、所有農地の中に一部山林化している農地がありましたが、今月の第 4 号議案において、現況証明による非農地証明の申請がなされており、利用可能な農地に関しては全て適切に維持されている状況となる見込みです。

取得後の営農計画としては、自身が参加する農事組合法人へ貸し付け組合員として自身が水稻を作付する予定としております。

譲受人の農作業暦としては、20 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、法人所有の機械としてトラクター 3 台、コンバイン、田植機が各 2 台あります。水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 0.5 km、自宅から車で 3 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について説明致します。今月は、1 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面： ██████████ 図面番号 4 条-1  
申請地： ██████████ 田 62 m<sup>2</sup>外筆 合計 1211.24 m<sup>2</sup>  
地種： 第 1 種農地  
併用地： ██████████ 宅地 891.85 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 1149.24 m<sup>2</sup>  
申請者： ██████████

転用目的 : 宅地拡張

用途 : 駐車場

施設の概要 : なし

【資金】なし

【期間】H17. 1. 1~H17. 6. 29

【造成】花崗土による盛土 なし 切土 なし  
コンクリート擁壁設置 なし 法面 なし

【排水】雨水 : 自然浸透

汚水 : なし

【他法令許可】該当なし

【水利】■■■■水利組合

【隣接同意】該当なし

【始末書】あり

申請人は平成 17 年頃より家族の自己用駐車場として数台分必要となり駐車場として利用していましたが、転用申請や登記地目の変更までには至っていなかったため今回申請に至りました。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われま

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第 3 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について説明致します。今月は、1 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面 : ■■■■■ 図面番号 5 条-1

権利設定 : 使用貸借権設定

申請地 : ■■■■■ 畑 274 m<sup>2</sup>外筆 合計 274 m<sup>2</sup>

地種 : 2 種農地

併用地 : なし

申請者 : 【譲渡人】■■■■■

【譲受人】

転用目的 : 非農家の自己住宅

用途 : 非農家の自己住宅

施設の概要 : 住居平屋建て 1棟 97.30㎡ 合計97.30㎡

【資金】土地代0万円、造成費550万円、建築費3,300万円

諸費用370万円 合計4,220万円

<内訳>自己資金0万円、借入金4,220万円

【期間】許可後R7.11.1～R8.6.30

【造成】花崗土による盛土H=0.10～0.70m コンクリート擁壁設置H=0.20～0.70m

切土 なし 法面 なし

【排水】雨水:宅地内雨樋、雨水ますにより集水、西側既存排水管を通して町道北西側水路へ排水。

汚水:合併浄化槽による浄化後、西側既存排水管を通して町道北西側水路へ排水。

【他法令許可】該当なし

【水利】水利組合

【隣接同意】該当なし

譲受人の現在居住する住宅は借家であり、夫婦の仕事、将来の子供の誕生や成長、親の介護等の事情を考慮すると、収入が見込める内に早期にライフスタイルを変える必要があり、親族間の事情から妻の親元に近い立地条件で土地を探していた。申請地は妻の実家の近傍地であり、周囲を住宅地に囲まれており、最も計画地に適していると判断したため選定しました。

敷地面積は274㎡で、有効利用面積は274㎡。対して住居の建築面積は97.30㎡であり、土地利用率は35.51%≧22.0%となり基準を満たしている。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第4号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第4号現況証明について、説明します。今月は2件です。

議案第4号-1

地図・写真:

図面番号 非農地-1







解約日：令和7年8月5日

売買目的による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

なお、対象地に関する売買の申請は今月の第1号議案において審議しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第6回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 9時 50分

閉会